

平成八年十二月十七日提出
質問 第七号

葉害エイズ事件の検察審査会「不起訴不当」議決に関する質問主意書

提出者 枝野 幸男

薬害エイズ事件の検察審査会「不起訴不当」議決に関する質問主意書

多くの悲惨な被害者を出した薬害エイズ事件は、現在の行政をめぐる不信の原点であり、いまなお国民は事件の真相究明に大きな関心をよせている。安部英、松村明仁両名の逮捕、起訴など検察当局の努力には敬意を表するものである。しかし、この複合的な事件の真相はいまだ完全に明らかとは言えず、被害者の心情からも、再発防止の観点からも重大な問題である。こうした中で、小林功典元薬務局長、小西甚右衛門日本臓器社長両名の不起訴処分に関してはきわめて遺憾に感じていたところであるが、このたび東京第一検察審査会がこの件について、「不起訴不当」との議決をしたことは、まさに市民の一般の感覚に合致したものであると考える。検察当局においては、この決定をぜひとも重く受け止めるべきと考える。

よって、以下の通り質問する。

- 一 政府は、この検察審査会の決定をどのように受け止めているか。
- 二 決定を尊重すべきと考えるが、どうか。

右質問する。